

経済産業省

20181012 北海道第 32 号
平成 3 1 年 1 月 2 9 日

北海道管区行政評価局長 殿

北海道経済産業局長

液化石油ガスの取引適正化に関する調査の結果（回答）

平成 30 年 10 月 12 日付け北海評第 35 号をもって通知のありました「液化石油ガスの取引適正化に関する調査の結果（通知）」に対する改善措置について、別紙のとおり回答します。

なお、下記の事実については、同調査において当局から貴局に説明をしているところではありますが、同通知及び貴局公表資料には、記載がありませんでしたので、改めて申し添えます。

また、同通知及び貴局公表資料に記載のありました事例「L P ガス販売事業者間の競争が十分に働いていない例（1 事業者）」については、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（以下「独占禁止法」という。）の規定に違反している疑いがあることから、公正取引委員会事務総局北海道事務所に対して、独占禁止法第 45 条第 1 項の規定に基づく報告を行いましたので、貴局におかれましては、公正取引委員会事務総局北海道事務所の調査への協力をよろしく願います。

記

北海道経済産業局長の登録を受けた L P ガス販売事業者は 0 事業者であること

液化石油ガスの取引適正化に関する調査結果に基づく所見表示事項に対する回答

【回答に当たっての留意事項】

- 改善措置を講じた年月日、措置内容について具体的に記載してください。
- 講じた改善措置の内容が具体的に分かる資料を添付してください。

平成31年1月29日

北海道経済産業局

所見表示事項	左に対する改善措置
<p>北海道経済産業局は、L P ガスの料金透明化及び取引適正化を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>なお、取組に当たっては、関係機関による連絡会議の開催など、連携を強化することが望まれる。</p>	
<p>① L P ガス販売事業者に対し、自らの費用負担により設置した設備の設置費用をL P ガス料金に含めて請求している場合には、液石法第14条書面において当該設備の名称、利用料及び所有関係を明記するよう、また、消費設備の所有関係の説明、料金算定根拠の通知を適切に行うよう改めて周知・指導すること。</p>	<p>当局は、昨年度に引き続き、今年度も、経済産業大臣登録のL P ガス販売事業者に対して、経済産業省の担当課である資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課と連絡を密にとりつつ、立入検査を実施する予定。</p> <p>立入検査において、左にある所見表示事項に該当する事実を確認した場合には、L P ガス販売事業者に対し、液石法に基づき的確に対応するよう指導していく所存。</p>

<p>② 消費者保護のため、立入検査等において、無償配管、無償貸与等の慣行を含むLPガスの取引の実態を把握し、必要に応じ公正取引委員会事務総局北海道事務所及び北海道開発局と連携して、それぞれが所掌する法令等に照らし、違反行為をした事業者等に対し必要な措置を講ずること。</p>	<p>当局が実施する立入検査において、液石法はもとより、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（以下「独占禁止法」という。）等の関係法令に違反する事実を確認した場合は、公正取引委員会事務総局北海道事務所その他の関係行政機関に対し、情報提供を行うなど必要な措置を講ずる所存。</p> <p>なお、貴局報告書に記載されている「LPガス販売事業者間の競争が十分に働いていない例（1事業者）」については、経済産業大臣所管のLPガス販売事業者であるかは不明であるが、独占禁止法違反の疑いがあることから、平成31年1月9日付けで、公正取引委員会事務総局北海道事務所に対し、独占禁止法第45条第1項の規定に基づく報告を実施。</p>
<p>③ 取引適正化ガイドラインの実効性を確保するため、北海道及び札幌市に対し、同ガイドラインの具体的な運用方法等について情報提供を行うこと。</p>	<p>北海道及び札幌市に対しては、取引適正化ガイドラインの実効性を確保する観点から、当局は、平成30年8月28日及び同年12月27日に、北海道及び札幌市の担当者と、立入検査及び同ガイドライン遵守に係る意見交換を実施済。</p> <p>今後とも取引適正化ガイドラインの実効性を確保するため、北海道及び札幌市と意見交換を実施していく所存。</p>
<p>④ 北海道のLPガス販売事業者における液石法令及び取引適正化ガイドライン遵守の意識を高めるため、消費者相談・販売事業者指導支援事業の目的を踏まえ、北海道LPガス協会と取引適正化に向けた意見交換を定期的に行うこと。</p>	<p>（一社）北海道LPガス協会とは、平成29年2月の液石法施行規則の一部改正及び取引適正化ガイドラインの制定後、LPガス料金の透明化及び取引適正化に関して、以下のとおり北海道地方LPガス懇談会及び担当者との打ち合わせを通じて、意見交換を実施済。</p> <p>【意見交換実施日】</p> <p>北海道地方LPガス懇談会：平成29年8月21日、平成30年8月17日 担当者との打ち合わせ：平成29年11月28日、平成30年11月13日</p> <p>北海道のLPガス販売事業者における液石法令及び取引適正化ガイドライン遵守の意識を高めるため、引き続き、北海道地方LPガス懇談会及び担当者との打ち合わせを通じて、（一社）北海道LPガス協会と意見交換を実施していく所存。</p>